

「久留米市立宮ノ陣中学校いじめ防止基本方針」

(平成30年6月改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の取組に関する基本理念について

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。
- (2) いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子どもにも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。
- (3) 生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

2 いじめの防止に向けた学校組織体制について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「久留米市立宮ノ陣中学校いじめ防止基本方針」を定める。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、その内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童（生徒）、保護者、関係機関等に説明する。

イ「校内いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、校長、教頭、教務担当主幹教諭、生徒指導担当主幹教諭（生徒指導主事）、専任生徒指導教員、学年生徒指導

担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、週に1回、定期的に開催する。

ウ 学校の取組状況の評価と検証

「校内いじめ問題対策委員会」において、学校基本方針に基づきいじめ問題への取組状況の評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

特に、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、その評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止のための対策が関係者との連携の下に適切に行われるよう、久留米市教育委員会や関係機関との連携強化に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目について保護者アンケートや自己評価（教職員評価）及び学校関係者評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。

3 いじめの防止のための具体的取組について

(1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 人間関係スキル育成の取組の推進

① Q-Uを活用し生徒の好ましい人間関係の構築を図る。要支援群の生徒に関してはスクールカウンセラーや校内適応指導教室（オアシス）の活用も視野に入れ、早期に対応する。

② SSTや教育相談活動の研修を深め、全職員が全教科・全領域における実践に活かす。

イ 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育の推進

① 「生命尊重」「思いやり」の内容項目に重点を置いた道德の時間の充実を図る。

② 菜の花人権集会、保育体験、福祉体験等、地域や様々な事業所等と関わる体験的な活動を通して、道徳的実践力を育成する。

ウ 基本的な生活習慣や規範意識の育成

① 凡事徹底を生徒の行動規範に位置づけ、あいさつや掃除、チャイム席など基本的な生活習慣の確立に全職員で取り組む。

② 「早寝・早起き・朝ご飯」を家庭と連携し、取り組む。

エ いじめ問題を解決できる学級・学年集団づくりの推進

① 中央委員・班長による会議を適宜行い、学級内のいじめの有無や学級内の課題を掘り起こし、自らの力でいじめを解決できる学級集団づくりに取り組んでいく。

② 学活や帰りの会等の時間に生徒間の問題を取り上げ、いじめ等の問題を「常にみんなの問題として話し合い、解決する」意識を育てる。

オ 生徒の自治活動の推進

① 「凡事徹底」をテーマに生徒会を中心とした諸行事の企画・運営を推進し、達成感や

成就感を味わわせる。

- ② 専門委員会や係活動を充実させ、日常生活の課題を生徒による自主的自発的な活動により解決させるように指導する。
- ③ 生徒会役員と体育祭リーダー等の中から推薦された3年生、2年生によるチューター制度を活用し、1年生の面談を行い、いじめや部活動、人間関係など学校生活の悩みを早期につかんだり、緩和したりする取組を推進する。

カ 生徒の連帯感や存在感を高める体験活動の推進

- ① 職場体験学習やふれあい学級等で、生徒達が自ら計画を立て、協同的に活動し、互いを認め合う体験活動を推進する。
- ② 部活動を通して生徒同士の連帯感や自己存在感を育む教育活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。

イ 「いじめに特化した無記名アンケート」(学期に1回)及び「いじめに特化したアンケート簡易版(又は、学校生活アンケート)」(月1回)を実施する。また、毎年10月の久留米市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。また、アンケート結果は学級担任及び学年職員等によるダブルチェックを行い、3年間校長室金庫に厳重に保管する。

ウ 生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談週間の実施(学期に1回程度)や教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実を努める。

エ Q-Uを活用し、アンケート等からは見えてこない不適応を感じている生徒(非承認群、侵害行為認知群、要支援群)の早期発見に努める。

オ 学校生活アンケートの実施や全職員が日常的な生徒の様相観察に努め、本校生徒が関与するSNS等への不適切な書き込み、画像掲載等の早期発見体制の充実を図る。

(3) いじめの早期対応

ア いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は、学年主任等に早急に報告を行う。学年主任等は教頭・教務担当主幹教諭に報告を行い、「校内いじめ問題対策委員会」の開催を求める。「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの事実の有無及び認定を速やかに行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。

また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。

ウ 学校がいじめの事実を確認した場合において必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、校長はいじめを行った生徒に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ 学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、市教育委員会

及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

ア 「校内ネット問題対策委員会」の設置

校内のネット問題の組織的対応のために、校長、教頭、生徒指導主事、専任生徒指導教員、情報教育担当教諭、人権・同和教育担当、養護教諭等で構成する「校内ネット問題対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

イ ネット上の重大な書き込みを発見または連絡を受けた場合は、「校内ネット問題対策委員会」を開催し、被害の拡大を避けるため、保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

ウ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

エ 家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。併せて、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

(5) 職員研修の充実

ア 年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ 夏季休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用し、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的実施する。

エ 授業評価等を活用して、自らの言動が児童生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ 教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

(6) 保護者・地域等への働きかけ

ア 保護者及び家庭におけるいじめの早期発見を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ ネットいじめやライントラブルなどSNS（ソーシャルスキルネットワーク）利用における利便性と危険性を理解するPTA研修会等を開催するとともに、家庭におけるスマホ利用のルールづくりやスローメディア推進の啓発活動に取り組む。

ウ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図り、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力に努める。また、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら、より多くの大人が子どもの悩みに気づき、受け止めることができるように努める。

4 重大事態への対処について

いじめにより、生徒の生命・心身等に重大な被害が生じる疑いや相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態」として次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちにいじめ行為の事実関係、被害生徒の心身の状態等を把握し、事態発生の一報を市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめられた生徒又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。
- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対応のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を市教育委員会へ報告

<重大事態の発生>

- 市教育委員会に重大事態の発生を報告(※市教育委員会から市長に報告)
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」



市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●宮ノ陣中いじめ問題対策委員会で事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える場合もある。
- ※ ここまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。アンケート等はいじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を講ずる。

●調査結果を市教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会が調査主体となる場合

- 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力